



三宅事務所に年末調整を依頼されている方へ

いつも年末調整資料の早めの提出にご協力いただきましてありがとうございます。
まだ提出されていない方も準備が整いましたら送付していただきますようよろしくお願いします。

～平成21年、22年に土地等を取得した場合の特例について～

平成21年度の税制改正で次の2つの制度が新たに創設されました。
(1)平成21年、22年中に取得した土地を5年超保有して譲渡した場合に、その譲渡益から1,000万円を控除する。
(2)平成21年、22年中に土地を取得した場合において、その後10年以内に他の土地を譲渡したときは、その譲渡益のうち一定額(80%か60%相当額)についての課税を繰り延べる。

この制度は、現在低迷している土地取引を活発化し、景気回復を図ることを目的に設けられました。つまり、「将来こんな優遇を用意するから今のうちに土地を買ってくださいね。」という制度です。

この特例は個人と法人の両方ともに適用がありますので、21年、22年に土地を取得されたほとんどの方に適用があると考えられます。(同一生計の親族や特殊な関係のある法人から取得した場合は適用がありません。)ただし、適用を受けるためにはいくつかの注意が必要です。とくに(2)については、取得年度に届出が必要です。

21年に土地を取得された方や22年に土地を取得することをご検討中の方は、一度、当事務所までご連絡をくださるようお願いいたします。

今月のテーマ:年末調整



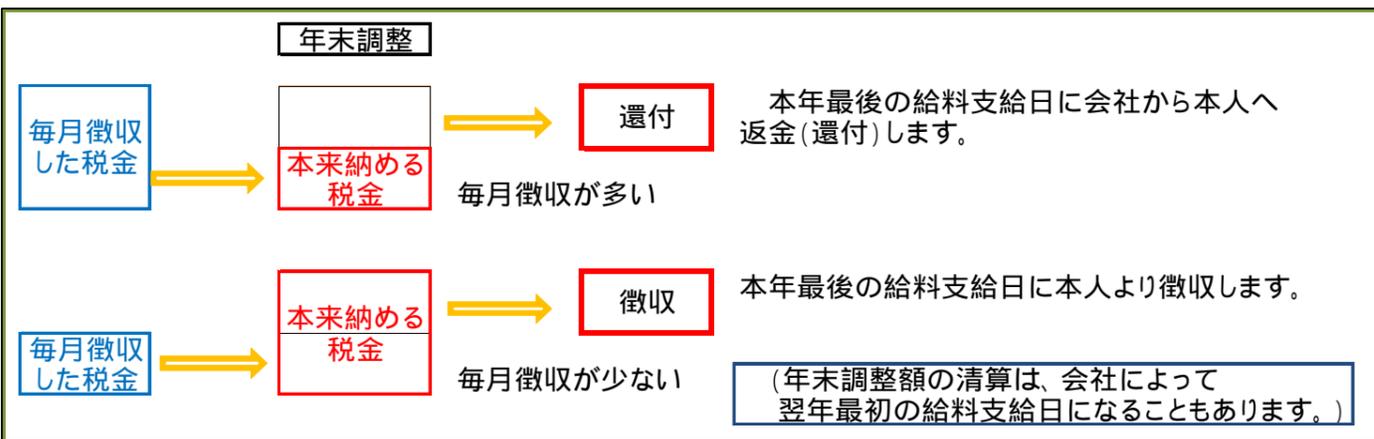
今年もいよいよ年の瀬を迎え、カレンダーも残り一枚となりました。
寒さもだんだんと厳しくなってきた今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。年末の大掃除に大忙しの方も多いのではないかと思います。

さて、今年も年末調整の時期となりました。今月は例年通り年末調整について取り上げていきたいと思ひます。

年末調整とは？



毎月給料から天引きされている源泉所得税。
その源泉所得税は、本来納付しなければならぬ所得税額とは一致しません。なぜなら、毎月天引きをする源泉所得税額は、年の途中で扶養家族が増減してもそれ以前の月に遡って修正しません。また、生命保険料や損害保険料などの控除額は毎月の天引きの際に全く考慮されないのです。
したがって、毎月徴収されていた源泉所得税額は「概算」にすぎず、年末に計算をし直して「精算」をする必要があります。このことを年末調整といひます。以下の図は、精算方法を表したものです。



<冬季休暇のお知らせ>

勝手ではございますが、下記の期間、弊社のリフレッシュ休暇を頂きます。皆様方にはご迷惑をおかけしますが、どうぞよろしくお願いいたします。
休暇後は、スタッフ一丸となってよりいっそうのサービスの向上に努めさせていただきます。

期間: 12月29日(火)～1月5日(火)

《12月スケジュール》

10	木	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付期限 将軍の日:元氣玉利益計画書作成セミナー
25	金	固定資産税(4期)納付期限
31	木	10月決算法人の確定申告・納付期限 4月決算法人の予定申告・納付期限

年末年始の関係により申告・納付期限は1/4(月)となります。

将軍の日

開催日	対象者	申込期限
12月10日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月7日(月)
1月21日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月18日(月)
2月4日(木)	12・1・2・3月決算法人様	2月1日(月)

毎月開催中の
利益計画書作成セミナー:「将軍の日」
今月の開催日は12月10日(木)です。
昨年将軍の日に来られたお客様で、今年も将軍の日にお越し頂いている方もおられます。
まだ将軍の日にお越し頂いていないお客様、一度将軍の日に参加してみませんか?
ご詳細は、事務所HPをご覧ください。

<http://www.cms-miyake.info/>



社会保険料控除は誰が受ける？

よく、「家族分の社会保険料を支払ってるんだけど、これって私が控除を受けていいの?」という質問を受けます。答えは「OK」です。

本人(年末調整をされる方)と同一生計の親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。つまり、「保険料の支払者」が社会保険料控除を受けられるということです。「同一生計」というのは簡単にいうと、「生活費のどこである財布が同じ」ということです。したがって、仕送りをしている大学生なども同一生計と考えます。

また、20年4月から始まった長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料の徴収方法については年金からの天引きが原則です。年金から天引きされた保険料の支払者は年金の受給者自身であるため、年金の受給者に社会保険料控除が適用されます。ただし、この長寿医療制度の保険料は、年金の受給者以外の者(同一生計に限る。)による口座振替の納付も認められていますので、口座振替により保険料を支払っている場合は支払者が社会保険料控除の対象となるのでご注意ください。

最後になりましたが、今年一年間、皆様方の温かいご支援本当にありがとうございます。
事務所スタッフ一同感謝を申し上げますとともに、皆様健康で新年を迎えられますようお祈り申し上げます。
来年も素晴らしい1年でありますように。